

別表1 放流水 水質試験項目

試験項目	検体名および検体数 放流水	報告下限値 (mg/L)	検査回数	試験方法
ノルマルヘキサン抽出物質	5	0.5	1回/年	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示64号）に記載された方法
フェノール類	5	0.1		
銅及びその化合物	5	0.1		
亜鉛及びその化合物	5	0.1		
鉄及びその化合物(溶解性)	5	0.5		
マンガン及びその化合物(溶解性)	5	0.5		
クロム及びその化合物	5	0.05		
カドミウム及びその化合物	5	0.003		
シアン化合物	5	0.1		
有機リン化合物	5	0.1		
鉛及びその化合物	5	0.01		
六価クロム化合物	5	0.05		
砒素及びその化合物	5	0.01		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	5	0.0005		
アルキル水銀化合物	5	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル	5	0.0005		
トリクロロエチレン	5	0.01		
テトラクロロエチレン	5	0.01		
ジクロロメタン	5	0.02		
四塩化炭素	5	0.002		
1, 2-ジクロロエタン	5	0.004		
1, 1-ジクロロエチレン	5	0.02		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	5	0.04		
1, 1, 1-トリクロロエタン	5	0.3		
1, 1, 2-トリクロロエタン	5	0.006		
1, 3-ジクロロプロペン	5	0.002		
チウラム	5	0.006		
シマジン	5	0.003		
チオベンカルブ	5	0.02		
ベンゼン	5	0.01		
セレン及びその化合物	5	0.01		
ほう素及びその化合物	5	1		
ふっ素及びその化合物	5	0.5		
1, 4-ジオキサン	5	0.05		
ダイオキシン類	1	(* 1)	ダイオキシン類 JIS K0312	

(* 1) JIS K0312 に規定する定量下限値

別表2 汚泥溶出試験項目（脱水汚泥・し渣）

試験項目	検体名および検体数		報告下限値 (mg/L)	検査回数	試験方法
	汚泥	し渣			
カドミウム及びその化合物	5	5	0.003	1回/年 (汚泥、 し渣 各々)	産業廃棄物に 含まれる金属 等の検定方法 (昭和48年2月 17日環境庁告 示第13号)に 記載された方 法
シアン化合物	5	5	0.1		
有機燐化合物	5	5	0.1		
鉛及びその化合物	5	5	0.01		
六価クロム化合物	5	5	0.05		
砒素及びその化合物	5	5	0.01		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	5	5	0.0005		
アルキル水銀化合物	5	5	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル	5	5	0.0005		
トリクロロエチレン	5	5	0.03		
テトラクロロエチレン	5	5	0.01		
ジクロロメタン	5	5	0.02		
四塩化炭素	5	5	0.002		
1, 2-ジクロロエタン	5	5	0.004		
1, 1-ジクロロエチレン	5	5	0.02		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	5	5	0.04		
1, 1, 1-トリクロロエタン	5	5	0.3		
1, 1, 2-トリクロロエタン	5	5	0.006		
1, 3-ジクロロプロペン	5	5	0.002		
チウラム	5	5	0.006		
シマジン	5	5	0.003		
チオベンカルブ	5	5	0.02		
ベンゼン	5	5	0.01		
セレン及びその化合物	5	5	0.01		
1, 4-ジオキサン	5	5	0.05		

別表3 含有量等（脱水汚泥）

試験項目	検体名および検体数	検査回数	報告下限値	試験方法
	汚泥			
含水率（水分）	5	1回/年	0.1（%）	下水汚泥分析方法又は下水試験方法に記載された方法
総発熱量	5		1（J/乾-g）	下水試験方法に記載された方法
強熱減量	5		0.1（%）	下水汚泥分析方法又は下水試験方法に記載された方法
全窒素（窒素全量）	5		1（mg/乾-g）	
りん	5		1（mg/乾-g）	
ダイオキシン類	1	1回/年	-	厚生省告示第192号別表第1